

自立して生活できるよう支援します

- ◎要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。
- ◎「支援・介護が必要となるおそれの高い人」や「自立した生活をしている人」などは、町が行う地域支援事業（介護予防事業）を利用できます。

権利を守ります

- ◎高齢のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や虐待を早期に発見したり、消費者被害などに対応します。

平成18年4月役場健康増進課内に創設されます！

地域包括支援センター

主任ケアマネジャー

保健師

社会福祉士

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって高齢のみなさんの支援を行います。

なんでも相談にのります

- ◎高齢のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、なんでもご相談ください。

さまざまな方面から支えます

- ◎みなさんを支える地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢のみなさんにとってより暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワーク作りに力を入れます。

(図2)

平成18年4月から65歳以上の方の介護保険料が変わります。基準額は月額3,100円です。

■段階別年額保険料 (図3)

所得段階	新しい保険料段階	基準額 (円)	基準額に対する割合	年額保険料 (円)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	年額 37,200	0.5	18,600
第2段階	住民税世帯非課税かつ高齢者本人の課税年金収入が、80万円以下であって、年金以外に収入がない人		0.5	18,600
第3段階	住民税世帯非課税であって、第1・2段階に該当しない人	月額 3,100	0.75	27,900
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人		基準額	37,200
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の人	1.25	1.25	46,500
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の人		1.5	55,800

※実際にこの表によって納めていただく保険料は、本算定後の今年8月以降からとなります。

■問い合わせ先

役場健康増進課 (本庁) ☎ <56> 2224

役場保健福祉課 (総合支所) ☎ <58> 7071

者が対象とした介護予防事業を、町が中心となって行います。また、在宅介護支援センターや社会福祉協議会との連携のもと、地域で生活する一般高齢者を対象とした事業や介護者に対する支援を行っていきます。

4、新たな仕組みで支援！

役場健康増進課内に、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーを配置した、地域包括支援センターを設置します。(図2)

この地域包括支援センターは高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で

安心して自立した生活が継続されるための支援を行う総合機関です。

5、所得段階を6段階に！

低所得の方に配慮した保険料額を設定するため、保険料の所得段階は、現行の5段階から6段階となります。また、特別徴収（保険料の年金天引き）の対象が、高齢・退職年金だけでなく、遺族年金、障害年金にも拡大されます。

平成18年4月からの介護保険料の基準額（第4段階）は、月額3100円です。(図3)